定款　アマナ

第１章　総　則

第１条　（商号）
当会社は、株式会社アマナと称し、英文では、ａｍａｎａ　ｉｎｃ．と表示する。

第２条　（目的）
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 写真・動画の撮影、企画、制作、販売
(2) 広告の企画、制作、代理
(3) 書籍・雑誌・カタログ等の印刷物の企画、制作、編集、出版
(4) デザインの企画、制作
(5) 広告用情報媒体・施設の企画、制作、施工、監理
(6) コンピュータグラフィックスを用いた動画・静止画の企画、制作、販売
(7) イベントの企画、運営
(8) 店舗・展示場・催事場等施設の企画、制作、設計、施工、監理
(9) 商品開発の企画、調査
(10) 情報処理・情報提供の企画、調査、運営
(11) ソフトウェアの開発、販売
(12) コミュニケーション施策の企画、制作、調査、運営
(13) コンテンツの企画、制作、運営、販売
(14) 情報媒体の企画、制作、運営
(15) 写真・映像・音源・絵画・版画・彫刻等各種著作物の著作権の販売、仲介、斡旋、代理
(16) 知的財産権の調査、管理
(17) スタジオの賃貸
(18) 撮影・画像処理用機材・小道具の販売、賃貸
(19) クリエイター・デザイナー・フォトグラファー等技能者の養成
(20) クリエイター・デザイナー・フォトグラファー等技能者、モデル、芸能タレント、文化人等の紹介、斡旋、派遣
(21) 事務用品・日用品雑貨・調理器具・食品の製造、販売
(22) 書籍・美術品等および古物の売買、代理販売
(23) 写真文化に関するイベントや美術館の企画、運営、情報発信、出版、教育
(24) 都市開発・環境開発・地域開発・建築物の企画
(25) 建設業
(26) 不動産の賃貸、管理
(27) 飲食業
(28) 総務・経理・人事労務その他の経営管理業務の代行
(29) 前各号に関する調査、コンサルティング
(30) 前各号に附帯または関連する一切の業務

第３条　（本店の所在地）
当会社は、本店を東京都品川区に置く。

第４条　（機関）
当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

第５条　（公告方法）
当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株　式

第６条　（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、５０，０００，０００株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は５０，０００，０００株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数は１，０００株とする。

第７条　（単元株式数）
当会社の単元株式数は、普通株式につき１００株とし、Ａ種優先株式につき１株とする。

第８条　（単元未満株式についての権利）
当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
(2) 会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第９条　（株式取扱規程）
当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第１０条　（自己の株式の取得）
当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第１１条　（株主名簿管理人）
当会社は、株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第２章の２　Ａ種優先株式

第１１条の２　（Ａ種優先配当金）
当会社は、第４５条第１項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下、Ａ種優先株主と併せて「Ａ種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、Ａ種優先配当金として、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式の払込金額に年率９．０％を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を３６５日として日割計算により算出される金額（以下「Ａ種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第１１条の３に定めるＡ種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がＡ種優先株式を取得した場合、当該Ａ種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
② ある事業年度において、Ａ種優先株主等に対して支払う１株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払Ａ種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るＡ種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払Ａ種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払Ａ種優先配当金（以下「累積未払Ａ種優先配当金」という。）を、当該翌事業年度以降のＡ種優先配当金（第１１条の３に定めるＡ種期中優先配当金を含む。）及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、Ａ種優先株主等に対して支払うものとする。
③ 当会社は、Ａ種優先株主等に対して、Ａ種優先配当金及び累積未払Ａ種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

第１１条の３　（Ａ種期中優先配当金）

当会社は、第４５条第２項又は第４６条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式の払込金額に年率９．０％を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、３６５日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「Ａ種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるＡ種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がＡ種優先株式を取得した場合、当該Ａ種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

第１１条の４　（残余財産の分配）

当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、Ａ種優先株式１株当たり、第１１条の５第２項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたＡ種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたＡ種期中優先配当金及び累積未払Ａ種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

② Ａ種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

第１１条の５　（金銭を対価とする償還請求権）

Ａ種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、Ａ種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったＡ種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

② Ａ種優先株式１株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

（基本償還価額算式）

基本償還価額＝１，０００，０００円×（１＋０．０９）m＋n/365

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m＋n/365」は「（１＋０．０９）」の指数を表す。

（控除価額算式）

控除価額＝償還請求前支払済優先配当金×（１＋０．０９）x+y/365

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたＡ種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたＡ種期中優先配当金及び累積未払Ａ種優先配当金を含む。）の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x＋y/365」は「（１＋０．０９）」の指数を表す。

③ 本条第１項に基づく償還請求の効力は、Ａ種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

第１１条の６　（金銭を対価とする取得条項）

当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、Ａ種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換

えに取得することができる。Ａ種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。Ａ種優先株式１株当たりの取得価額は、第１１条の５に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたＡ種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたＡ種期中優先配当金及び累積未払Ａ種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。
なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

第１１条の７　（普通株式を対価とする取得請求権）
Ａ種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するＡ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。
② 取得と引換えに交付すべき財産
(1) 本条に基づき、当会社がＡ種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、Ａ種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

（算式）
Ａ種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数
＝Ａ種優先株主が取得を請求したＡ種優先株式の数×第１１条の５第２項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われたＡ種優先配当金（転換請求日までの間に支払われたＡ種期中優先配当金及び累積未払Ａ種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷転換価額

(2) 転換価額
イ　当初転換価額
当初転換価額は５８３円とする。
ロ　転換価額の修正
転換価額は、２０２２年２月２８日以降の毎年８月末日及び２月末日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の９０％に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の５０％（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。
上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ１か月間の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。
ハ　転換価額の調整
(a) 当会社は、Ａ種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

調整後転換価額
＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（（交付普通株式数×１株当たりの払込金額）÷時価））÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の１か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該

日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「１株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は０円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は０円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b)　転換価額調整式によりＡ種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i)　下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii)　普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii)　取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv)　普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)(i)　転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

(ii)　転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ１か月間の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

(d)　上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当

会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i)　当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii)　転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii)　その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e)　転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が１円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f)　上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各Ａ種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

③　本条第１項に基づく転換請求の効力は、Ａ種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

第１１条の８　（議決権）

Ａ種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

第１１条の９　（株式の併合又は分割等）

法令に別段の定めがある場合を除き、Ａ種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。Ａ種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

第１１条の１０　（Ａ種優先株式に係る譲渡制限）

当会社のＡ種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。

第１１条の１１　（種類株主総会への準用）

第３章の規定（株主総会に係る規定）は、種類株主総会について準用する。

第３章　株主総会

第１２条　（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに、随時これを招集する。

第１３条　（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

第１４条　（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第１５条　（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第１６条　（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第１７条　（議決権の代理行使）
株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
② 株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第１８条　（議事録）
株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第４章　取締役および取締役会

第１９条　（員数）
当会社の取締役は、１３名以内とする。

第２０条　（選任方法）
取締役は、株主総会において選任する。
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第２１条　（任期）
取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第２２条　（代表取締役および役付取締役）
取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を選定する。
② 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第２３条　（取締役会の招集権者および議長）
取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第２４条　（取締役会の招集通知）
取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第２５条　（取締役会の決議方法）
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第２６条　（取締役会の議事録）
取締役会における議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第２７条　（取締役会規程）
取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第２８条　（相談役、顧問）
取締役会の決議により相談役または顧問を置くことができる。

第２９条　（報酬等）
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第３０条　（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。
② 当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

第３１条　（員数）
当会社の監査役は、５名以内とする。

第３２条　（選任方法）
監査役は、株主総会において選任する。
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第３３条　（任期）
監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第３４条　（常勤の監査役）
監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第３５条　（監査役会の招集通知）
監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第３６条　（監査役会の決議方法）
監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第３７条　（監査役会の議事録）
監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第３８条　（監査役会規程）
監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第３９条　（報酬等）
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第４０条　（監査役の責任免除）
当会社は、会社法第426条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。
② 当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第６章　会計監査人

第４１条　（選任方法）
会計監査人は、株主総会において選任する。

第４２条　（任期）
会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第４３条　（報酬等）
会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　算

第４４条　（事業年度）
当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。

第４５条　（剰余金の配当の基準日）
当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
②　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第４６条　（中間配当の基準日）
当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第４７条　（配当金の除斥期間）
配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

平成９年11月１日　制定
平成11年３月31日　改定
平成13年３月27日　改定
平成14年３月27日　改定
平成14年３月18日　改定
平成15年３月28日　改定
平成16年３月26日　改定
平成16年11月22日　改定
平成17年３月26日　改定
平成18年３月25日　改定
平成19年３月24日　改定
平成20年３月22日　改定
平成20年３月１日　改定
平成21年３月20日　改定
平成26年３月21日　改定
平成26年４月１日　改定
平成28年３月26日　改定
平成30年３月30日　改定
令和３年８月27日　改定
令和４年３月29日　改定
令和５年12月28日　改定